

# 住宅市街地整備計画

## 第2期

【令和5年度～令和9年度】

横浜市

## 目 次

1. 計画の目的	3
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	3
4. 整備地区及び重点整備地区	4
(1) 整備地区	4
(2) 重点整備地区の区域	4
5. 整備地区の整備の基本的方針	5
(1) 整備地区の概要	5
(2) 整備地区の課題	6
(3) 整備地区の整備方針	8
6. 整備地区の土地利用に関する事項	10
(1) 土地利用の現況（令和2年 都市計画基礎調査データより集計）	10
(2) 土地利用に関する基本方針	10
7. 住宅等の整備に関する事項	10
(1) 主要な住宅等の整備に関する事項	10
(2) その他の街区における住宅等の整備に関する事項	11
8. 公共施設及び公益施設の整備に関する事項	12
(1) 主要な施設の整備に関する事項	12
(2) その他の施設に関する事項	13
9. その他必要な事項	14
(1) まちづくり協議会地区による防災まちづくり活動への支援	14
(2) 著しく危険な密集市街地の危険性解消に向けた取組	15

### 本計画の用語・略称

◆ 横浜市防災計画（震災対策編）	防災計画
◆ 横浜市密集市街地における地震火災対策計画	地震火災対策計画
◆ 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針	地震火災対策方針
◆ 横浜市まちの不燃化推進事業	まちの不燃化推進事業
◆ 横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例	不燃化推進条例
◆ 不燃化推進条例により、原則として「準耐火建築物」以上と することが義務付けられた地域	不燃化推進地域
◆ 不燃化推進条例に基づき、準耐火建築物又は耐火建築物とするもの	耐火性能強化

## 1. 計画の目的

「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、地震による火災被害を軽減するため、全市域において、減災・防災力の底上げを図るとともに、施策の対象地域を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」（ソフト施策）と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」（ハード施策）との両輪で、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現を目指します。

## 2. 計画の位置づけ

- 本市が、平成 24 年 10 月に公表した「横浜市地震被害想定」では、東日本大震災の教訓を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害を想定しました。この中で、市内で大規模な地震が発生した場合、最大で 77,700 棟（約 10 棟に 1 棟の割合）の建物が火災により焼失すると想定されています。これを受け、平成 25 年 3 月に防災計画を修正し、令和 4 年度末までに横浜市の建物被害棟数（全壊、焼失）を 50%軽減するという減災目標を掲げました。
- 減災目標を達成するために、平成 26 年 3 月に「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を策定し、地震による火災被害を軽減するため、全市域において、減災・防災力の底上げを図るとともに、施策の対象地域（重点対策地域・対策地域）を絞り込んで重点化を図り、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」（ソフト施策）と、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」（ハード施策）との両輪で、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」の実現を目標としました。
- 平成 26 年 12 月に「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」を制定し、地震火災による建築物の延焼の被害が特に大きいと想定される地域（重点対策地域）を「不燃化推進地域」（約 1,140ha）として指定しました。この地域では、平成 27 年 7 月 1 日以降に建築物を建築する際等に、原則として耐火性能強化（耐火建築物、準耐火建築物、建築基準法施行令第 136 条の 2 に定める技術的基準に適合する建築物のいずれか）とすることが規定され、これまで防火規制と補助制度との連動により、建築物の不燃化を進めてきました。
- 令和 3 年度に、これまでの事業効果等を検証し、新たに令和 5 年度から令和 14 年度（10 年間）を計画期間として「横浜市密集市街地における地震火災対策計画」を策定し、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現を目標としました。

## 3. 計画の期間

- 本住宅市街地整備計画は、平成 26 年度から令和 4 年度までの 9 年間で第 1 期計画期間としました。
- 令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間で第 2 期計画期間とします。

#### 4. 整備地区及び重点整備地区

##### (1) 整備地区

名称：横浜市まちの不燃化推進地区

所在地：横浜市全域

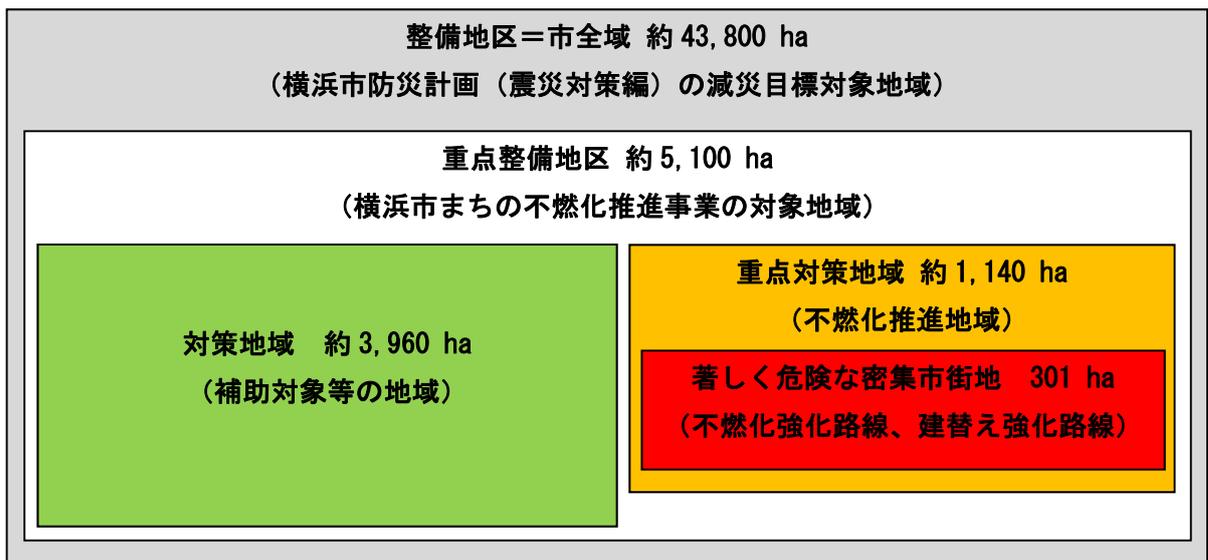
面積：43,801 ha（令和4年7月1日現在）

##### (2) 重点整備地区の区域

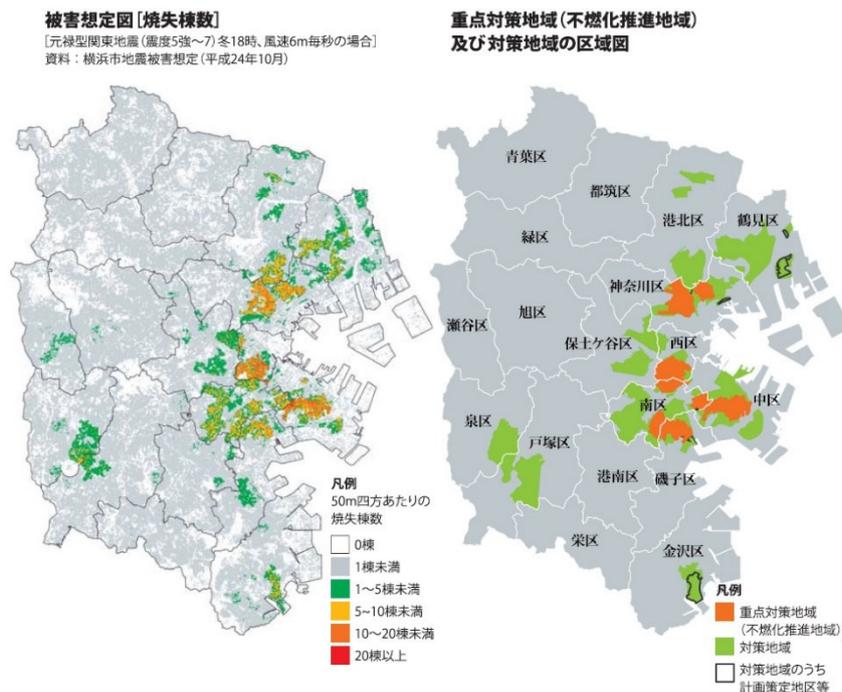
名称：横浜市まちの不燃化推進地区

所在地：資料－1 重点整備地区一覧によります。

面積：5,082.4 ha



整備地区、重点整備地区の対象地域



被害想定図、重点対策地域及び対策地域の区域図

## 5. 整備地区の整備の基本的方針

### (1) 整備地区の概要

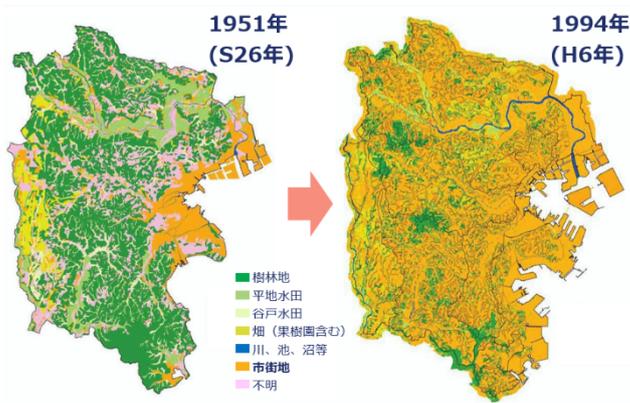
#### ① 立地

当地区は、神奈川県東部の東は東京湾、北は川崎市、西は大和市、藤沢市、南は鎌倉市、横須賀市などに接しています。

市域の面積は、43,801 ha で、神奈川県の面積の約 18% を占めています。

#### ② 地区の形成経緯

当地区は、安政 6 (1859) 年の横浜港の開港を契機に都市が発展しました。その中心となる横浜港周辺の都心・臨海部では、概ね昭和 35 (1960) 年までに市街地が形成されました。昭和 30 年代以降の高度成長期の急激な人口増加により、スプロール現象が生じ、道路や公園などのインフラ整備が未整備なまま丘陵地等を造成した宅地開発による市街化が進むとともに、地域によっては建築物が無秩序に密集した状況が形成されました。



横浜市の市街化の状況



起伏のある密集市街地

#### ③ 現況

令和 2 年度現在、横浜市の建築物の棟数は、約 88 万棟 (42 戸/ha) で、このうち約 59 万棟が木造の建築物となっています。特に建築物が密集している地域は、老朽化した木造の建築物が多く、住宅以外にも作業所や飲食店などの用途が混在している場合もあり、発災時には被害が大きくなることが想定されています。

また、平成 24 年 10 月の「横浜市地震被害想定」(以下「地震被害想定」という。)では、市域全域における、火災による焼失棟数は、77,700 棟、死者数は 1,548 人とし、特に都心・臨海周辺部や郊外部の一部の木造住宅密集市街地において、被害が大きくなると想定されています。

## (2) 整備地区の課題

### ① 木造住宅密集市街地の延焼危険性の解消に向けた課題

木造住宅密集市街地の延焼危険性を解消するためには、地震火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生ずるおそれのある地域において、不燃化推進条例と建築物の不燃化の連動での施策を進める必要があるとともに、燃え広がりを抑制するための延焼遮断帯形成を進める必要があります。しかしながら、本市の特徴として傾斜地に木造住宅密集市街地が存在しており、このような地域では、所有者が建築物の建替えを行う際に、狭あい道路の拡幅とともに工事費が高額な擁壁の改善等が伴うことや、行政による都市計画道路や幅員6mの生活道路の拡幅整備と沿道建築物の建替え誘導が非常に困難な課題があります。

また、これまでの過去の震災被害においては、被害が著しい広域な地震火災の発生が平野地に限られていることから、傾斜地における延焼危険性については、国と協議しながら検討を進める必要があります。

### ② 建替え困難地の延焼危険性解消に向けた課題

重点整備地区内には、未接道敷地や狭小敷地が集中する地域(建替え困難地)があります。これらの地域では、所有者自らの敷地のみでは建替えができないため、接道している敷地等との統合や狭小敷地の合筆による建替え等を推進するとともに、防災街区整備事業や共同住宅建替え、建築基準法第42条第3項道路指定など、地域住民に対して地震火災対策による延焼危険性を解消する必要性への理解を深めながら、有効な施策を多角的に検討する必要があります。

また、これらの地域の特徴として、敷地境界が明確ではないことや、権利関係が複雑などの要因により建替えが進まない課題もあります。

### ③ 建築物の不燃化の課題

- 重点整備地区では、防火性能の低い老朽建築物が密集していることから、延焼時間の遅延化を図るため、除却、建替え及び不燃化改修により、老朽建築物の不燃化を推進する必要があります。

また、本市の特徴として傾斜地に木造住宅密集市街地が多く存在しており、これらの地域では、建築物の建替え時に擁壁の築造替えが伴うことや、解体や新築工事の工事車両の進入ができないなどの課題があり、建替えが進んでいない状況があります。



擁壁の状況 (磯子区)



狭あい道路の状況 (神奈川)

- 電気火災の発生を防ぐために効果が期待される感震ブレーカーの設置について、費用の

負担等から、設置が進みにくい課題があります。

- 狭あい道路に接する狭小敷地や未接道敷地がある建替えが困難な地域が存在しており、これらの建築物は、所有者だけでは建替えが困難な課題があります。



建築基準法道路図（1）  
神奈川県浦島町



建築基準法道路図（2）  
中区山元町2丁目

（凡例）

- 法第42条第1項第1号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項第2号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項第3号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項第4号道路（道路幅員4m以上）
- 法第42条第1項第5号道路（道路幅員4m以上）

- 法第42条第1項道路
- 法第42条第2項道路
- 法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地
- 法第42条（道路）に該当しない（否道路）
- （白色交差斜線） 狭あい道路整備促進路線

- 木造住宅密集市街地内の火災の危険性が高いアーケード商店街を建替えに誘導する必要があります。



商店街アーケード（神奈川県）



商店街の火災（神奈川県、H23年）

#### ④ 延焼被害の軽減を進める課題

- 傾斜地では、延焼遮断帯形成に有効な都市計画道路や幅員6m以上の生活道路の新設、狭あい道路の拡幅整備が困難な課題があります。



狭あい道路の状況（西区）



狭あい道路（階段）の状況（西

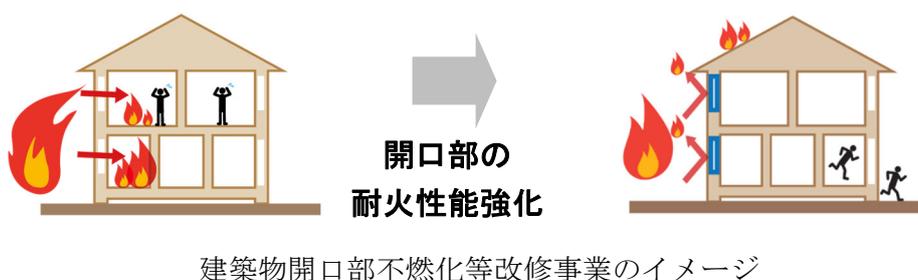
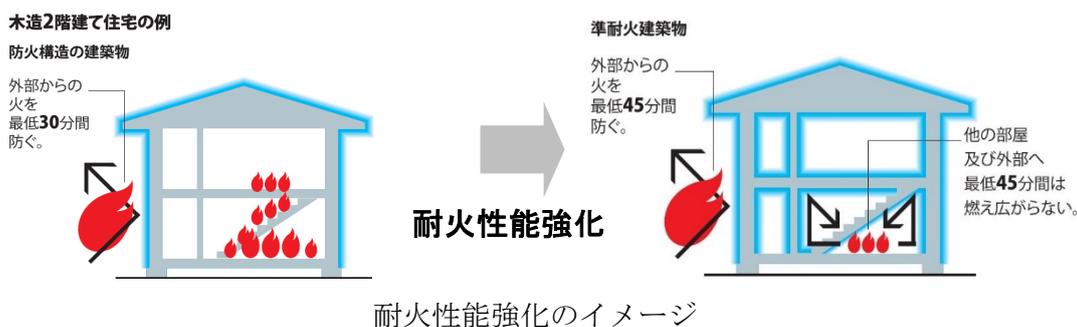
⑤ 地域防災力・住環境改善の向上等を進める課題

- 幅員4m未満の狭あい道路や行き止まり道路が多く、日常生活をしていくうえで、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、崖地や老朽化した擁壁が多くあり、大雨時や地震時に崖崩れが発生し、道路を閉塞し、災害時の消防・救急活動や避難行動に支障をきたす課題があります。
- 災害時にいっとき避難場所となる公園の充足率を満たさない地域や地域住民の防災活動拠点となり住環境改善や地域コミュニティに活用できる小広場・公園が十分ではない地域等があります。
- 接する狭あい道路の拡幅が済んでいない公園や耐震性貯水槽等が不足する地域があり、小広場・公園等の整備に合わせて、これらの防災整備を進める必要があります。

(3) 整備地区の整備方針

① 建築物の不燃化の促進

- 不燃化推進条例による建築物の耐火性能強化と、建築物の「不燃化推進事業補助」及び「建築物開口部不燃化等改修事業補助」との連動により、建築物の不燃化の促進を図ります。



- 建替え困難地について、補助制度を活用した接道している敷地等との統合や狭小敷地の合筆による建替え、共同住宅建替え等を誘導するとともに、有効な施策の検討を進めます。  
また、土地の境界確定の支援や地籍調査の検討を行うとともに、建築物の所有者の課題に応じた助言を行う専門家を派遣します。

② 地震による電気火災発生の抑止

- 地震による電気火災の発生を防ぐため、普及啓発活動と併せて感震ブレーカーの設置を促進します。

### ③ 災害に強い安全な住宅市街地の形成

- 地震火災対策重点路線として、横浜市地震被害想定による延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道と既設の都市計画道路の沿道建築物について、建築物の不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。



延焼遮断帯形成イメージ

- 地域の安全性を考慮した道路ネットワーク形成と災害時における「逃げやすさの向上」、消防・救急活動の円滑化・迅速化を目的に、狭あい道路促進路線等の拡幅整備を行います。  
また、避難経路について、行き止まり道路の終端への避難経路の設置、段差解消、階段手摺の設置等により改善を進めます。



避難扉の設置例（南区）

- 地域住民の防災活動拠点となる小広場・公園及び耐震性貯水槽の整備などにより、地震火災などの災害に強い安全な住宅市街地を形成します。



防災広場の例（西区）



耐震性貯水槽の例（磯子区）

### ④ 地域防災力の向上

- 地域住民による防災まちづくり計画等の作成や計画に基づくまちづくりの実践において、NPOなどのまちづくり支援団体と行政が連携して支援を行います。
- 地域住民による防災まちづくり計画等に基づき、地域住民が行う防災施設整備への助成、

行政による狭あい道路の拡幅整備や小広場・公園の整備、避難経路の改善等を行い、整備した避難経路や防災施設等を地域住民が防災マップ等に位置づけて防災訓練等に活用することで、地域防災力の向上を進めます。

- 自治会町内会等が行う防災施設（避難経路、防災広場、防災設備）の整備等を支援します。

## 6. 整備地区の土地利用に関する事項

(1) 土地利用の現況（令和2年 都市計画基礎調査データより集計）

住宅用地	14,263 h a	(32.6%)	道 路	6,563 h a	(15.0%)
商業・業務用地	5,418 h a	(12.4%)	教 育 施 設	2,456 h a	(5.6%)
公 園・緑 地	1,539 h a	(3.5%)	農 地 等	2,637 h a	(6.0%)
そ の 他	10,925 h a	(24.9%)			

(2) 土地利用に関する基本方針

土地利用に応じた整備を行うために、老朽建築物の不燃化の促進、地域の安全性を考慮した道路ネットワークの形成、防災活動拠点となる小広場・公園、耐震性貯水槽等の整備を行います。

地区名称	方 針
密集住宅地区	重点整備地区において、老朽建築物の除却・建替え、共同化等により、木造住宅密集市街地の不燃化を推進するとともに、「路線型」の狭あい道路拡幅整備などによる道路ネットワーク形成、防災活動拠点となる小広場・公園、耐震性貯水槽の整備を進めることで、災害に強い安全な住宅地を形成します。
密集住商共存地区	重点整備地区の商業地域及び近隣商業地域において、地区計画などにより土地及び建築物の規制・誘導を図り、周辺の住宅地と調和のとれた災害に強く魅力のある商店街を形成します。

## 7. 住宅等の整備に関する事項

(1) 主要な住宅等の整備に関する事項

### ① 建築物の不燃化の推進

木造住宅密集市街地の不燃化を促進するために、地震火災が発生した場合の延焼により建築物に著しい被害が生ずるおそれのある地域において、不燃化推進条例の耐火性能強化の規制と合わせて、整備地区内の老朽建築物の解体工事費や耐火性の高い建築物への建替え工事費の一部を補助します。

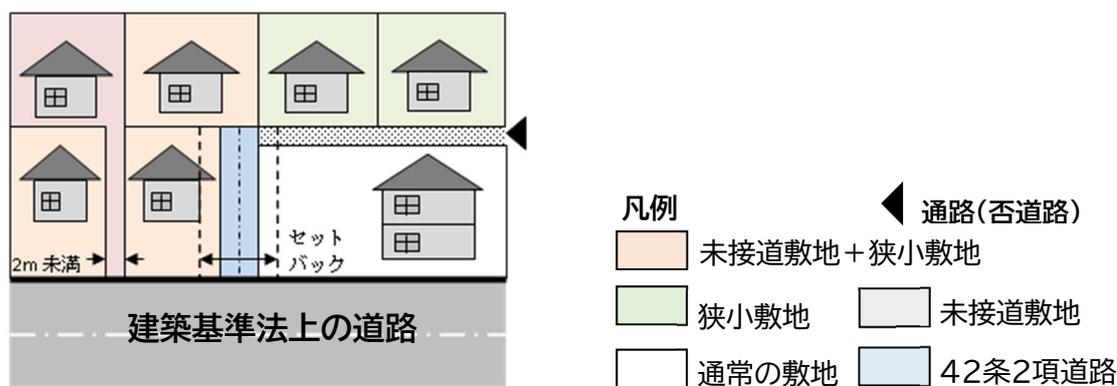
また、建替えが困難な課題のある老朽建築物の所有者が、耐震改修や省エネ改修の機会をとらえて、不燃化改修を実施する工事費の一部を補助します。

### ② 共同建替補助

老朽住宅、老朽木造集合住宅、老朽工場その他その建替えが健全な住宅地区の形成に資する建築物を共同住宅等への建替えを行う費用の一部を補助します。

③ 建替え困難地隣地統合促進補助事業

自己所有地のみでは建替えが困難な狭小敷地や未接道敷地を解消する費用の一部を補助します。



建替えが困難な建築物の敷地（未接道敷地、狭小敷地）の例

④ 木造建築物安全相談事業

木造建築物の耐震性・耐火性能の評価や道路・擁壁・ブロック塀等について、建築の専門家による現地調査・相談を無料で行います。

⑤ 専門家派遣制度

老朽建築物の所有者が、建替えを進める上での相続や土地の権利等の課題について、司法書士等による相談を無料で行います。

⑥ 感震ブレーカー設置補助

大規模地震時に電気の供給を遮断し電気火災の発生を防ぐため、普及啓発活動と併せて感震ブレーカーの設置を促進します。

(2) その他の街区における住宅等の整備に関する事項

① 火災の危険性が高い商店街の建替え支援

火災の危険性が高いアーケード商店街について、建築基準法第 43 条第 2 項の許可による空地や、まちづくり誘導手法等を活用した建築基準法第 43 条 3 項道路指定により建替えを行う計画策定等を支援します。

② 建替え困難地等を改善するための現況調査及び事業計画の策定等

建替え困難地等を改善するために、建築基準法第 43 条第 3 項道路等の指定検討を所管部局との調整を進めるほか、防災街区整備事業等の検討を進めます。

## 8. 公共施設及び公益施設の整備に関する事項

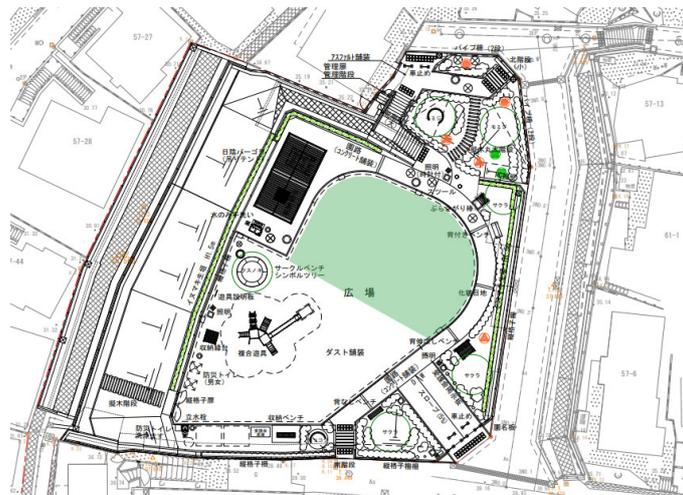
### (1) 主要な施設の整備に関する事項

#### ① 道路整備の基本的方針

- 「地震火災対策計画」に位置づけた「地震火災対策重点路線」において、都市計画道路等の整備を進めます。
- 防災上課題のある木造住宅密集市街地において、「まちづくり協議会」が作成した「防災まちづくり計画」に基づき、災害時の主要な避難ルートや課題の多い狭あい道路について、消防・救急活動の円滑化や避難の迅速化等を図るため、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」による「整備促進路線」を中心に拡幅整備を行います。
- 狭小敷地や未接道敷地がある建替え困難な地域や火災の危険性が高い商店街等において、建築基準法第43条第2項の許可による空地や、まちづくり誘導手法等を活用した建築基準法第42条3項道路指定により、幅員4m以上の道路へ円滑に避難できる道路等の整備を誘導します。

#### ② 公園・広場等の整備の基本方針

- 災害発生時には「いっとき避難場所」となり地区の安全性を高め、さらに日常的なコミュニティの拠点となる公園・広場の整備を行います。



防災公園整備計画の例（西区）

- 消防水利から半径140m以上の「消防活動困難区域」の解消に向け、公園等への耐震性貯水槽の整備と、公園に接する狭あい道路の拡幅整備を進めます。

施設名		整備の内容			
		名称	種別名	事業量	備考
公 共 施 設	道 路	3.5.3号泥亀釜利谷線 (金沢地区)	道路 改築	幅員=15m 延長=約 530m	関連公共施設整備
		六角橋線 (六角橋地区)	道路 改築	幅員=15m 延長=約 350m	関連公共施設整備
		狭あい道路拡幅整備	道路 拡幅	幅員= 4 m 10 路線	地区公共施設整備
	広場・公 園	公園整備	街区 公園	面積=約 1, 700 m <sup>2</sup> 1 箇所 面積=約 480 m <sup>2</sup> 1 箇所	地区公共施設整備
		公園改修	街区 公園	16 か所	地区公共施設整備

(2) その他の施設に関する事項

① 身近なまちの防災施設整備事業補助

地震火災の危険性が高い地域における、共助による地域防災力の向上を図るため、整備地区を対象に、自治会町内会等が行う「まちの避難経路」「まちの防災広場」「まちの防災設備」を整備する費用等の補助を行います。



老朽建築物を解体し、防災広場を整備した例（中区）

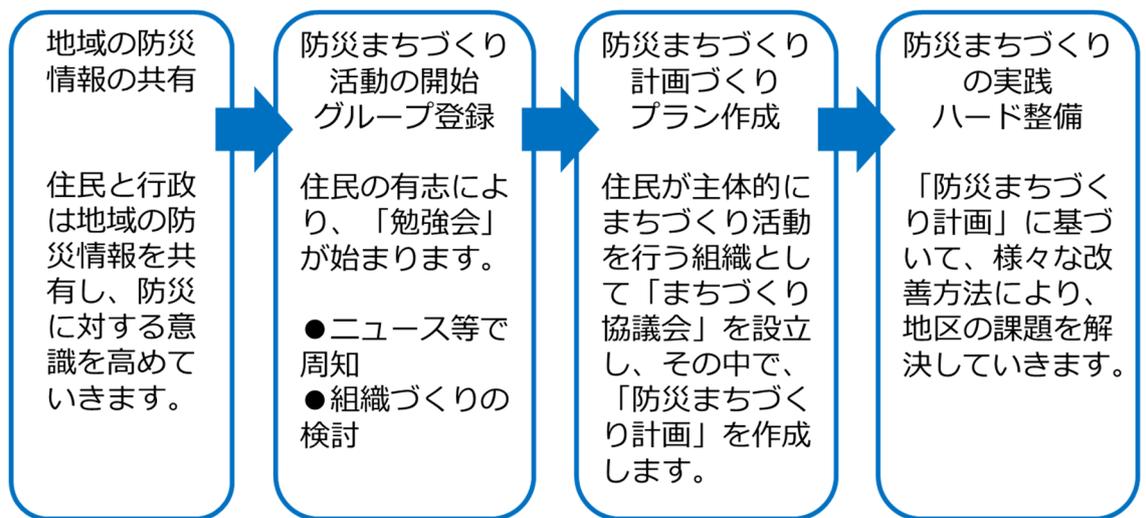
② 行き止まり改善事業

地区の主要な避難経路となる行き止まり道路（袋地道路）の終端に避難経路等を設置することにより、2方向避難性の確保を進めます。

## 9. その他必要な事項

### (1) まちづくり協議会地区による防災まちづくり活動への支援

防災上課題のある木造密集住宅市街地において、住民と協働により防災まちづくり活動を進めています。住民が主体的に防災まちづくり活動を行う組織として「防災まちづくり協議会」を設立し、防災上の様々な課題解決に向けた活動を行っています。こうした、防災まちづくり協議会に対する地域防災力向上を目的とした活動費の一部補助、防災まちづくり計画の作成を支援するコーディネーターの派遣、事業費の一部補助等を行います。また、自治会町内会を対象に初期消火器具等を整備する費用の補助を行います。



横浜市地域まちづくり支援制度に基づく、防災まちづくりの流れ



狭あい道路整備の例

かまどベンチ（身近補助）の例



小公園・広場・防火水槽整備の例



マンホールトイレの例

※便器・テントは補助事業

防災まちづくり計画に基づき、整備した施設の例



防災訓練



防災講演

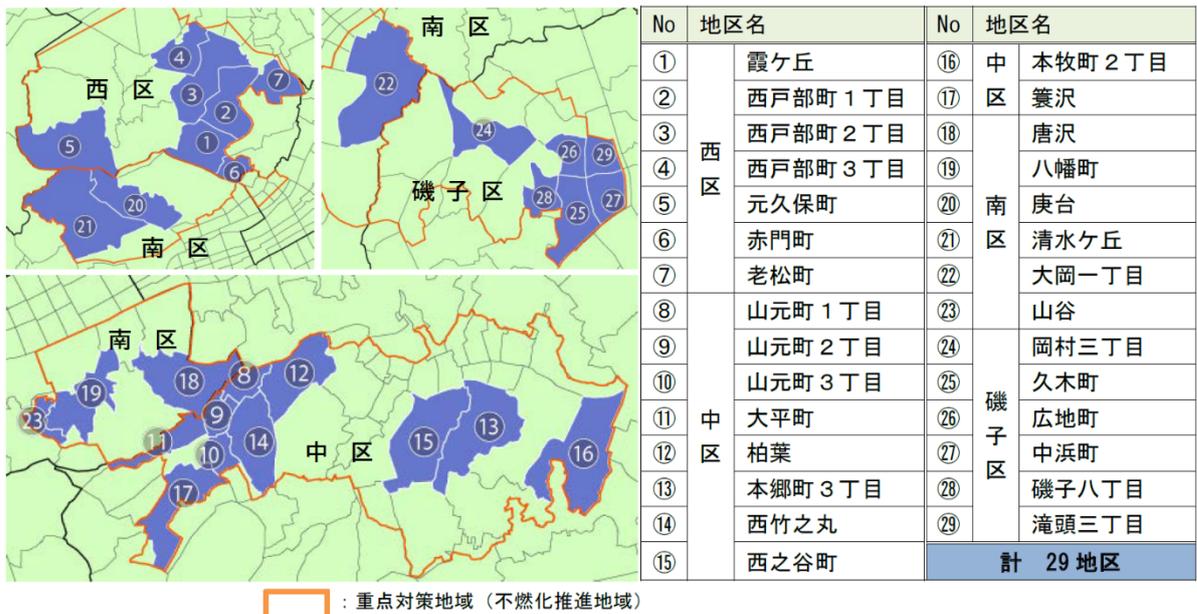


整備した防災施設の防災マップへの反映と防災訓練等における活用例

(2) 著しく危険な密集市街地の危険性解消に向けた取組

① 概要

国は地震時等において防災上多くの課題を抱える密集市街地の改善は都市の安全確保の喫緊の課題であることから、令和3年3月に閣議決定した「住生活基本計画（全国計画）」の中で、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消を掲げ、この危険な密集市街地を「令和12年度までに概ね解消する」という目標を定めました。



対象区域図と対象区域リスト（対象区域面積：355ha）令和3年3月公表時

## ② 危険密集市街地の危険性解消に向けた取組

著しく危険な危険密集市街地は、すでに本市が指定し減災目標の達成に向け取組を進めている重点対策地域内にあるため、これまで進めてきた延焼危険性の解消を基本としつつ、避難困難性の解消といった視点も加えて、引き続き具体的な取組を進めていきます。

また、地域において、避難や延焼防止に有効と考えられる道路を「不燃化強化路線」として指定し、救急車なども通れる地域の避難路を確保します。

- 「不燃化強化路線」の中で幅員が概ね4 m以上ある道路を「建替え強化路線」とし、沿道建築物を集中的に耐火性能を強化する不燃化の促進を図ります。
- 幅員が概ね4 m未満で「建替え強化路線」や地域の避難場所につながる避難に有効と考える道路を「狭あい道路拡幅路線」とし、地域との合意が得られた路線から狭あい道路拡幅工事を実施します。

令和4年12月時点

名称	事業内容	事業量	備考
建替え強化路線	・ 不燃化（耐火性能強化）	9 路線	
狭あい道路拡幅路線 （幅員4 m以上）	・ 狭あい道路拡幅 ・ 不燃化（耐火性能強化）	10 路線	地区公共施設整備

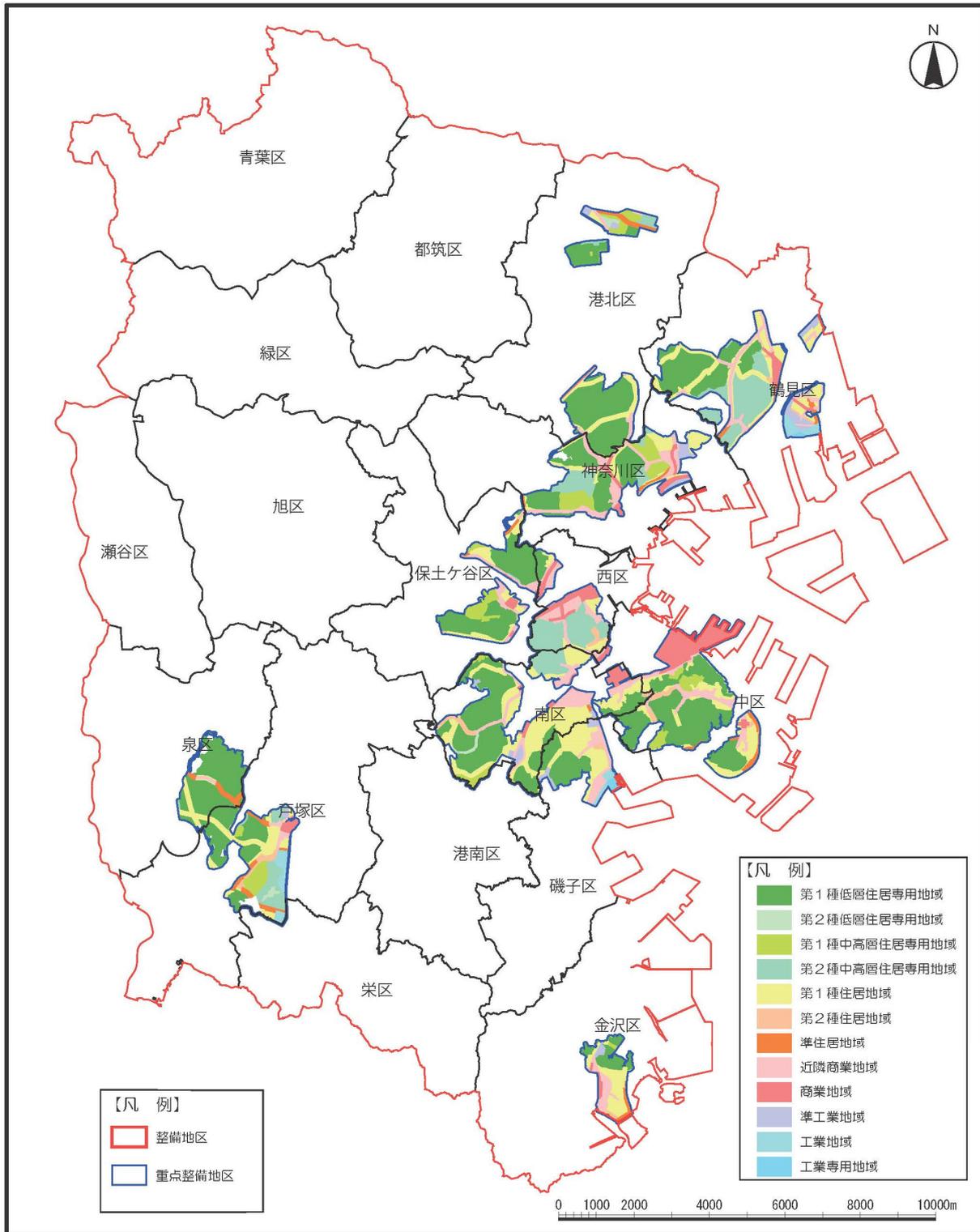
令和4年12月時点では、中区本牧町2丁目、南区大岡一丁目の危険性が解消され、区域面積は、301haです。

資料-1 重点整備地区一覧

	地区名	所在地	面積(約)
1	鶴見1	市場西中町、市場東中町、市場上町	25.7 ha
2	鶴見2	下末吉一丁目、四丁目、岸谷一～四丁目、寺谷一～二丁目、諏訪坂、佃野町、鶴見区鶴見一～二丁目、東寺尾中台、東寺尾東台、東寺尾北台、東寺尾六丁目、馬場一～七丁目、豊岡町、北寺尾一～二丁目、五～七丁目	536.2 ha
3	鶴見3	向井町1～2丁目、潮田町1～2丁目、仲通1丁目、本町通1～3丁目、下野谷町1～4丁目、汐入町1丁目、小野町、末広町1丁目の一部	103.4 ha
4	鶴見4	東寺尾三丁目	15.1 ha
5	神奈川	旭ヶ丘、浦島丘、浦島町、栗田谷、広台太田町、斎藤分町、三ツ沢下町、三ツ沢上町、三ツ沢中町、子安通1丁目、七島町、松本町1～5丁目、神大寺一丁目、四丁目、神之木台、西神奈川二～三丁目、西大口、大口仲町、大口通、中丸、二本榎、入江二丁目、白楽、白幡向町、白幡上町、白幡西町、白幡仲町、白幡町、白幡東町、白幡南町、平川町、立町、六角橋一～六丁目	573.2 ha
6	西1	浅間台、浅間町2～5丁目	48.7 ha
7	西2	伊勢町1～3丁目、霞ヶ丘、久保町、境之谷、元久保町、戸部本町、御所山町、西戸部町1～3丁目、西前町2～3丁目、赤門町、中央一～二丁目、東ヶ丘、東久保町、藤棚町1～2丁目、浜松町、老松町	260.5 ha
8	中1	中区赤門町、英町、初音町1～3丁目、日ノ出町2丁目	9.6 ha
9	中2	池袋、石川町1～5丁目、上野町1～4丁目、打越、大芝台、大平町、柏葉、北方町1～2丁目、鷺山、諏訪町、滝之上、竹之丸、立野、千代崎町1～4丁目、寺久保、仲尾台、西竹之丸、西之谷町、本郷町1～3丁目、本牧荒井、本牧町1～2丁目、本牧満坂、本牧緑ヶ丘、豆口台、簗沢、妙香寺台、麦田町1～4丁目、元町1～5丁目、矢口台、山下町、山手町、大和町1～2丁目、山元町1～4丁目	583.5 ha
10	中3	本牧大里町、本牧三之谷、本牧原、本牧元町	127.8 ha
11	南1	庚台、清水ヶ丘、西中町4丁目、伏見町、南太田一丁目、三春台	103.9 ha
12	南2	浦舟町1丁目、永楽町1丁目、唐沢、山谷、白妙町1～2丁目、高根町1丁目、中村町1～3丁目、八幡町、平楽、真金町1～2丁目	100.5 ha
13	南3	井土ヶ谷上町、榎町1～2丁目、大岡一～五丁目、共進町1～3丁目、通町4丁目、中里一～四丁目、永田北一～三丁目、永	660.7 ha

		田山王台、永田東一～二丁目、永田南一～二丁目、東蒔田町、別所二～五丁目、別所中里台、堀ノ内町1～2丁目、蒔田町、宮元町3丁目、六ツ川一～二丁目、睦町1～2丁目、若宮町1～4丁目	
14	保土ヶ谷 1	岡沢町、鎌谷町、峰岡町1～3丁目、宮田町1～3丁目、和田二丁目	156.3 ha
15	保土ヶ谷 2	岩崎町、霞台、帷子町、神戸町、桜ヶ丘一～二丁目、月見台、初音ヶ丘、星川一丁目	193.7 ha
16	磯子	磯子区磯子一～二丁目、八丁目、岡村一～七丁目、滝頭一～三丁目、中浜町、久木町、広地町、丸山一～二丁目	272.3 ha
17	金沢	金沢町、洲崎町、泥亀二丁目、寺前一～二丁目、寺前二丁目、西柴三丁目、平潟町、町屋町、谷津町	162.6 ha
18	港北1	高田東一丁目、四丁目、綱島西五丁目、日吉本町四丁目	80.9 ha
19	港北2	新吉田東五～六丁目	50.0 ha
20	港北3	菊名一丁目、篠原台町、篠原町、篠原西町、篠原東一～三丁目、仲手原二丁目、錦が丘、富士塚一～二丁目	289.4 ha
21	戸塚	汲沢一丁目、三～八丁目、戸塚町	447.2 ha
22	泉	白百合一～三丁目、中田北二～三丁目、中田西二～四丁目、中田東一～四丁目、中田南一～五丁目	281.2 ha
面積合計			5082.4 ha

資料一 2 整備地区位置図【別表第4】



資料-3 整備地区区域図【別表第4】

